

平成25年 第15回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成25年 9月12日（木）午前10時02分

場 所：教育委員会室

東京都教育委員会第15回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第59号議案及び第60号議案

東京都公立学校長の任命について

第61号議案、第62号議案、第63号議案、第64号議案、第65号議案、第66号議案、第67号議案、第68号議案、第69号議案、第70号議案、第71号議案及び第72号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

第73号議案

東京都教育委員会事務局職員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 平成25年度公私連絡協議会の合意事項について

(2) 平成26年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

(3) 江東地区第二養護学校（仮称）の開校予定年度に係る計画の変更について

(4) 平成25年度「東京都教育の日」事業について

(5) 「東京文化財ウィーク2013」の開催について

(6) 東京教師養成塾「特別支援学校コース」の新設について

(7) 体罰根絶に向けた総合的な対策について（部活動指導等の在り方検討委員会報告書）

(8) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

(9) 東京都教育委員会事務局職員等の懲戒処分等について

委員長 木村 孟

委員 内館 牧子

委員 竹花 豊

(欠席)

委員 乙武 洋匡

委員 山口 香

委員 比留間 英人

事務局 (説明員)

教育長 (再掲) 比留間 英人

次長 直原 裕

(地域教育支援部長事務取扱)

教育監 高野 敬三

総務部長 松山 英幸

都立学校教育部長 堤 雅史

指導部長 金子 一彦

人事部長 加藤 裕之

福利厚生部長 前田 哲

教育政策担当部長 白川 敦

教育改革推進担当部長 出張 吉訓

特別支援教育推進担当部長 廣瀬 丈久

人事企画担当部長 粉川 貴司

(書記)

総務部教育政策課長 壹貫田 剛史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第15回定例会を開会します。

本日、竹花委員からは御都合により御欠席との届出を頂いております。

まず、取材・傍聴関係でございます。報道関係は、NHKほか8社、合計9社から、個人は、合計14名からの申込みがございます。許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— なお、NHKほか3社、合計4社で頭撮りがありますので、よろしくお願ひします。それでは、入室していただいでください。

議事に入ります前に、私から一言申し上げます。

最近の教育委員会の定例会におきまして、議事を妨害する行為が行われ、当該行為を行った者に対して、東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき、私から退場を命じたところであります。こうした事態が発生し、静ひつな環境での教育委員会の議論が妨げられたことに対して、大変遺憾に思う次第であります。今後、こうしたことが起こらないよう、傍聴人規則を違反する行為があり、1度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。また、傍聴人規則を違反する行為により議事を妨害するようなことが発生いたしました場合には法的措置を取らせていただきますので、この点につき、一言申し上げさせていただきます。御留意ください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回7月25日開催の第13回定例会会議録については、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りたい

と存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、第13回定例会の会議録につきましては御承認いただきました。

前回8月22日開催の第14回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第59号議案から第73号議案までの議案並びに報告事項8及び9につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件について、そのように取り扱います。

次に、委員長職務代理者の指定でございます。委員長職務代理者の指定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項により、委員長に事故等があるときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行うと規定されております。委員長職務代理者については、第1順位として内館委員、第2順位として竹花委員の2名を指定しております。竹花委員の職務代理者としての任期が平成25年9月30日までとなっておりますので、引き続き平成26年9月30日まで、竹花委員に委員長職務代理第2順位としてお願いしたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、引き続き竹花委員に委員長職務代理第2順位をお願いすることにしたいと存じます。ありがとうございました。

なお、事務局から竹花委員への報告方、よろしくお願いいたします。

報 告

(1) 平成25年度公私連絡協議会の合意事項について

【委員長】 それでは、報告事項から参ります。報告事項(1)平成25年度公私連絡協議会の合意事項について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、御説明申し上げます。

平成25年9月6日に開催いたしました平成25年度公私連絡協議会におきまして、都

内の公立中学校の卒業生の受入れに関する就学計画について合意いたしました内容を御報告させていただきます。

「1 受入枠について」でございますが、平成21年8月に第三次中期計画に合意いたしましたして、平成22年から平成26年までの5年間の受入計画を立てておりますが、今回、それに基づきまして、受入枠を合意いたしております。

具体的には、(1)にございますとおり、進学率を96パーセント、それから都立と私立との間の^{あん}按分比を59.6対40.4といたしまして、下の表にございますとおり、平成26年度の就学計画は都立高校が4万3,100人、私立高校が2万9,300人となっております。詳細は後ほど別紙で御説明させていただきます。

この受入れの分担を確実に履行するためということで、(2)に申合せ事項がございます。ほとんどが昨年と同様の申合せでございますが、一番下の「平成26年度については、公立中学校等を対象とする都立高等学校入学者選抜実施要綱説明会におきまして、私立高校の授業料負担を軽減する制度についての周知を行う」ことを新たに合意しております。

続いて、2ページを御覧ください。2は、入学選抜に関します日程や選抜方法についての合意事項でございます。こちらもほとんど昨年と同じ内容でございますが、(2)「都立及び私立高校等の合同説明会の開催、参加に当たっては、特定の学校を利用することのないよう、参加校の選定や開催形態に十分配慮する」という部分について、私学からのお話がございまして、合意しております。

3ページを御覧いただきたいと存じます。算出の詳細でございます。平成26年度は都内の公立中学校の卒業予定者は7万9,140人となっております。25年度と比べまして1,723人増となっております。ここに計画進学率を掛けまして、進学者のCの欄、7万6,000人でございます。この中から国立、他県高校への進学者を差し引きまして、都内の公私立高校全体の受入分を7万2,400人といたします。そこから、先ほどの^{あん}按分比で私立が2万9,300人、都立が4万3,100人となっております。右の欄にございますとおり、平成25年度と比べまして、私立が600人増、都立が800人増となっております。

今後の予定でございますが、この就学計画に私立中学から都立高校への進学者数等

の推計値を加えまして、都立高校の募集人員総体を確定いたします。これを基にいたしまして、各学校の募集人員を決定してまいります。このことにつきましては、10月10日の教育委員会に議案を提出する予定でございます。

簡単ですが、御説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等はございますか。

これは平成25年、平成26年だけの比較について見ると、進学者が1,600人増えておりますが、東京都はいつ頃まで増加していくのでしょうか。

【都立学校教育部長】 今の推計によりますと、あと1年ぐらいで中学校3年生の数は頭打ちになりまして、その後しばらく減ってまいります。ただ、またその先に増えてまいりまして、卒業予定年度で平成37年度にピークを迎えることになっております。

【委員長】 計画進学率ですが、実質の進学率も96パーセントという値に近づいているのですか。

【都立学校教育部長】 計画進学率につきましては、中学校3年生の全日制へ行きたいという希望のある生徒数を基にして設定してございます。実際の進学率は大体92パーセント前後でございます。

【内館委員】 一ついいですか。実際の進学率が92パーセントということは、残りの8パーセントの生徒はどういう進路をとるのですか。

【都立学校教育部長】 計画は96パーセントで設定しておりますが、実際の進学率は92パーセントでございますので、枠の方が大きくなっています。ただ、実績値によりますと、私学が受け入れる数がいつも100パーセントになかなか至らないようになっておりまして、トータルでは大体差し引きで収まるような形になっております。どうしても全日制へ行けない方は、定時制の方へ回っていくような形になっております。

【委員長】 いや、残りの8パーセントの話です。

【内館委員】 そうです。進学率の、8パーセントがどういう……。

【都立学校教育部長】 全日制への希望が96パーセント、進学の実績は92パーセン

トということでございますので、残りは定時制や通信制への進学者などということになります。

【内館委員】 進学率の中に定時制は入っていないのですか。

【都立学校教育部長】 この92パーセントには入っていないということでございます。

【委員長】 文部科学省で発表している全国的な高校進学率は、98パーセントぐらいになっているはずです。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。ありがとうございました。

(2) 平成26年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

【委員長】 次に、報告事項(2)平成26年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について、説明を、同じく都立学校教育部長、よろしくお願ひします。

【都立学校教育部長】 御説明申し上げます。

お手元には、説明資料のほかに冊子である本編をお配りしておりますが、御説明は説明資料で行わせていただきます。

平成26年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目の概要でございます。

まず、「1 主な日程」は既に5月に公表済みでございますけれども、まず1月の下旬に、推薦に基づく選抜から始まります。実際の推薦選抜の検査実施日は、1月26日及び27日でございます。

それから、学力検査に基づく選抜でございますが、第1次募集及び分割前期募集の検査実施日が2月24日、分割後期募集及び全日制第2次募集が3月9日、定時制第2次募集が3月26日となっております。詳細な日程は3ページの〔別紙〕にございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次に、「2 概要」でございます。主な内容について御説明させていただきます。

まず、推薦選抜でございますが、一般推薦につきましては、既に教育委員会で決定いただきました推薦選抜の基本的な考え方に基きまして、本年の6月27日に教育委

員会で実施方針を決定していただいております。その方針に基づきまして実施いたします。具体的には、右の内容の（１）から（４）にございますが、まず、（１）総合成績に占める調査書点の割合の上限を50パーセントとする。（２）検査は集団討論及び個人面接を原則、全ての学校で実施する。ただし、エンカレッジスクールにつきましては、学び直しの意欲を個人面接で問うことにいたしておりますので、集団討論は実施しないことになっております。（３）小論文又は作文、実技検査、その他学校が設定する検査の中で、いずれか一つ以上を全ての学校で実施する。（４）対象人員枠の上限を、普通科20パーセント、専門学科30パーセント、総合学科30パーセントということで、これは来年度から本則どおりに実施するものでございます。

次に、推薦選抜のもう一つ、文化・スポーツ等特別推薦は平成16年度から導入しておりますけれども、各都立高校の個性化、特色化を推進するために導入いたしましたものでございます。全日制87校の延べ296種目につきまして実施いたします。

2ページを御覧いただきたいと思っております。2ページは、学力検査に基づく選抜でございます。

まず、分割募集でございますが、複数の受検機会を確保するため、一般選抜の募集人員をあらかじめ分割いたしまして2回に分けて募集を行うものでございます。全日制の24校、昼夜間定時制5校で実施いたします。

次の段、学力検査問題のグループ作成でございますが、これまでは15の学校で国語、数学、英語の問題を自校作成しておりました。平成26年度からはこれをグループ化したしまして、グループごとに検査問題を作成することにいたします。具体的なグループは、進学指導重点校、進学重視型単位制高校、併設型高校（中高一貫）それぞれのグループでございます。

次に、特別選考でございますが、第一次募集・分割前期募集におきまして、募集人員の8割又は9割を総合成績の順により合格候補者として決定した後に、残りの2割又は1割に相当する人員を、各高校があらかじめ定める選考方法に基づいて合格候補者として決定するものでございます。全日制の20校で実施いたします。

男女別定員制の緩和でございますが、第一次募集・分割前期募集におきまして、男女別の募集人員の約9割に相当する人員までを男女別の総合成績の順に決定した後、

1割は男女合同の総合成績の順によりまして合格候補者として決定するものでございまして、全日制36校で実施いたします。

最後に、「3 今後の日程」でございますが、教育委員会への報告後にプレス発表を予定しております。また、実施要綱説明会でございますが、9月24日、25日及び10月2日に国公立中学校及び特別支援学校、都立高校、区市町村教育委員会等を対象といたしまして実施いたします。

また、都立高等学校等合同説明会につきましては、10月27日晴海総合高校、11月3日新宿高校、11月10日立川高校で、中学3年生及び保護者を対象に実施する予定でございます。

御説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。何か御質問、御意見はございますか。

【乙武委員】 受検に際して、例えば、学力を測るための試験で、文字の書けない生徒さんですとか、コミュニケーション能力を問うための個人面接ないしは集団討論において、言語障害がある生徒さんに対して、どのような対応をするのかということは、各学校に委ねられている状況なのか、それともある程度、東京都教育委員会としての統一したルールのようなものがあるのか、教えていただけますでしょうか。

【入学選抜担当課長】 特別措置がございまして、基本的には、受検者から中学校長に、このような障害があるので、このような対応をしてほしいという申請が中学校に出ます。この申請が高等学校に上がってまいりまして、次にその高等学校から私どもに上がってまいります。その後協議をして、基本的には中学校で行われている様々な対応に基づいて特別な措置を行うということでルール化されております。

【乙武委員】 ということは、個別判断ということで認識してよろしいですか。

【入学選抜担当課長】 はい。例えば、文字がなかなか見づらいという場合には、問題用紙を拡大して実施いたします。また、トイレがちょっと遠いなどという場合には、トイレの近いところに座席を設けたり、別室で受検するようなこともございます。そういった個々の状況に応じて様々な対応をしているところでございます。

【乙武委員】 ちなみに、今、机上に御用意いただいている東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目の冊子は、各学校などに配布されるのでしょうか。

【入学選抜担当課長】 要綱につきましては、中学校、高等学校、教育委員会へ配布いたします。また、この簡略版として募集案内を作成し、全中学生に配布いたします。

【乙武委員】 ちなみに、冊子とその要約版には、今お聞かせいただいた、個別対応を取ることができるという内容は載っていますでしょうか。

【入学選抜担当課長】 実施要綱には載っております。簡略版にはQアンドAの形で記載しております。

【乙武委員】 中学生又はその保護者の皆さんの目の届くものにそういった情報が載っていることで、東京都立学校はそういうことに対して、きちんと開かれているのだということを伝えられると思いますので、是非継続していただければと思います。

【委員長】 一つ質問です。2ページの上から2つ目、学力検査問題のグループ作成についてです。このグループというのは、例えば、一番上の進学指導重点校に関して言いますと、この7校から先生方がお出になって、委員会のようなものを作って問題を作るということですか。

【都立学校教育部長】 おっしゃるとおりでございまして、それぞれのグループごとに作成委員会を設置いたしまして、それぞれの学校から先生が出て検討するということでございます。

【委員長】 これは中学校の先生は入らないのですね。

【都立学校教育部長】 中学校の先生は入りません。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。ありがとうございました。

(3) 江東地区第二養護学校（仮称）の開校予定年度に係る計画の変更について

【委員長】 次に、報告事項（3）江東地区第二養護学校（仮称）の開校予定年度に係る計画の変更について、説明を、特別支援教育推進担当部長、よろしく願います。

【特別支援教育推進担当部長】 江東地区第二養護学校（仮称）の開校予定年度に

係る計画の変更について御報告いたします。

「2 開校予定年度の変更」にありますように、平成16年11月に策定いたしました東京都特別支援教育推進計画において設置を計画している江東地区第二養護学校（仮称）について、開校予定年度を平成26年度から平成28年度に変更するものでございます。

次に、「3 変更理由」でございますけれども、江東地区第二養護学校の改築工事については、平成22年5月に地中から油混じりの土壌が確認されたことに伴いまして、工事を中断いたしました。さらに、工事再開後に実施いたしました杭打ち工事の際に、掘削した土壌に油の臭いが付いていたということで、土壌の搬出ができずに、平成24年6月から現在まで再度工事を中断いたしました。その間、杭打ち工法等の検討、それから契約方法等についての調整を進めてまいりました。今般、杭打ち工法について変更し、再契約することといたしました。このため、改築工事請負契約案を今回の第3回定例都議会に提出するに当たりまして、工事期間を延長することになるため、開校予定年度を変更するものでございます。

裏面を御覧ください。計画変更の内容と工事計画の工程表を示しております。江東地区第二養護学校の開校予定年度については、今回が2度目の変更になります。先ほど説明した経緯にもございますように、第1回の中断に伴いまして、当初計画の平成24年度から平成26年度に変更いたしました。これは昨年3月の第4回教育委員会で報告させていただいております。今回、更に2年余り工事期間が延長することになりますので、開校予定年度を平成26年度から平成28年度へ再変更するものでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問はございますか。

【内館委員】 この油臭とか油というのは、何が原因だったのですか。元々そういう土壌だったのか、何か……。

【特別支援教育推進担当部長】 裏面の地歴というところを御覧いただければと思います。東京ガスの所有していた土地であったということ、過去にはコールタールに関係する工場があったと言われております。地歴調査の結果からその工場における精

製過程の中で油、あるいはベンゼンとの関わりが出てきたものと考えられます。1回
目の中断の原因となりましたが、基礎工事を実施した際に、掘削した土壌からベンゼ
ンや油量を含む油混じりの土壌が発見されたため、対策工事を追加し、今回、第2回
目の中断を経て再契約に至ったところです。

【内館委員】 これを読む限りでは、工事が中断されている原因というか理由が、
土壌の搬出ができないとか、比較的物理的な工事の状態だと思うのですけれども、例
えば、子供たちの体に良くないとか、何かそういうマイナスというのは、この油から
は考えられないのですか。

【特別支援教育推進担当部長】 もちろん油の臭いが校庭等に出てくるようであれば、当然、それは子供の健康の害になります。害にならないように、今回の基礎工事
の土壌対策工事では、そういう汚染土壌については全て搬出して、外部で処理をす
る。その後に、コンクリートで被覆して、あるいは健全な土壌で覆土して、外部の環
境に油あるいは有害物質が出ないような形で安全対策をしていく、そういう工事にな
っております。

【内館委員】 ということは、そこの部分では安心していて大丈夫だということ
を知らせていいわけですね。

【特別支援教育推進担当部長】 はい、そういうことになります。

【乙武委員】 今、御指摘いただいた地歴のところ、東京ガスさんが所有してい
た後には都立ろう学校として使用とあるのですけれども、都立ろう学校として使用さ
れていた時期には、この油混じりの土壌の上で学校生活は普通に行われていて、その
間、特に問題はなかったのでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 今回の江東地区第二養護学校の改築工事をする際
に土壌についての調査をいたしました。環境局の調査では、表土に汚染はなく、校
庭等の学校環境下では、問題はありませんでした。基礎工事に伴う掘削工事の際に、
地下2メートル以下のところに油混じりの土壌が見つかったものであり、これは、事
前の調査では明らかにならなかったものでございます。

【委員長】 これ以上遅れることはないでしょうね。

【特別支援教育推進担当部長】 今回の工事については、財務局等との技術的な検

討を踏まえ、進めてきましたので、大丈夫だと思います。

【委員長】 よろしくお願ひします。

よろしいですか。―――〈異議なし〉―――それでは、この件については報告として承りました。

(4) 平成25年度「東京都教育の日」事業について

【委員長】 次に、報告事項(4)平成25年度「東京都教育の日」事業について、説明を、次長、よろしくお願ひいたします。

【次長】 平成25年度の「東京都教育の日」事業につきまして御報告いたします。

まず、この「東京都教育の日」事業ですけれども、都民の教育に対する関心を高め、都民全体で教育を推進していくために、毎年11月の第1土曜日を「東京都教育の日」と定めております。今年は11月2日がそれに当たります。

今年度のテーマでございますけれども、資料に記載しましたように、「地域の教育力の推進～地域で子供を育てる～」というテーマを設定いたしました。地域の教育力を活用しまして、社会全体で子供を育てていくために、記念行事等におきまして、地域で様々な活動をしている団体の取組を紹介しまして、地域が子供を育成するという取組を一層推進していきたいと考えております。

事業の概要ですが、これは教育庁だけではなく、学校、そして知事部局の関係局におきましても関係した事業を行うことにしております。「東京都教育の日」は先ほどお話ししました11月2日ということですが、10月から11月までの2か月を事業期間としまして、様々な事業に取り組んでまいります。例えば、学校では職場体験をこの時期に集中して行ったり、地域の清掃活動などを行います。知事部局では、例えば、親子の^{きずな}絆コンサートなどを行う予定にしております。

毎年、教育委員の皆様、この期間中、特色ある取組を進める学校を視察いただいております。そして、教職員や保護者の方とも懇談できる機会を設けたいと思っております。日程等につきましては、別途、個別に御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そして、11月2日の当日ですが、この日は都庁第一本庁舎の大会議場におきまして記念行事を行います。今年は、地域で長年、子供の育成に取り組んでいらっしゃる団体にお声を掛けまして実演等を行っていただくことにしています。こちらにありますように、伝統芸能、防火・防災、スポーツ、社会奉仕活動の4つの分野におきまして、それぞれ長年活動されている団体に来ていただき、それぞれ実技、実演等を行っていただくことにしております。

また、これらの団体の代表者の方、直接子供たちを指導されている方々ですが、その方々による座談会も予定しております。

そのほか、長年活動されている個人あるいは団体に対しまして、東京都教育委員会からの感謝状の贈呈も行う予定にしております。

以上、このような形で本年度の「東京都教育の日」事業を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。何か御質問、御意見はございますか。

【乙武委員】 3点あります。一つ目は、これは何年から始まって、これが何回目になる会なのか。

二つ目は、この事業を行うことでどれぐらい効果が出ているのか。つまり、趣旨のところで、都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るという目的が、このイベントを通じて、果たしてどれぐらい達成されていると判断できているのか。また、その判断するための材料はどういったものがあるのか。

三つ目は、始まりはいつからか今お聞きしたところですが、ひとまずの区切りといたしますか、では、一旦何年間、もしくは何年までやってみて継続を判断しようという、取りあえずの年限が決まっているものなのか。それとも、決めた時点から、大きなことがない限りは毎年続けていこうということで始まったのか。以上3点、お願いします。

【次長】 まず、これが始まった経緯ですけれども、現在も行ってありますが、平成12年に東京都の心の東京革命の運動の中で、教育というのは学校だけで行うもので

はない、地域、そして保護者の方々が中心になるべきだという考え方の下、都民全員で教育していこうという趣旨から、教育の日というものを設定したらどうかということが提言されました。ちょうどその頃は小渕政権ですけれども、国でも教育改革国民会議というのが開かれておりまして、その中でも同様の趣旨で、教育の日というものを作ったらどうかという議論がされました。その後、直接は平成14年に東京都議会に「東京都教育の日」を設定したらどうかという請願が都民の方から出されまして、議会で趣旨採択されました。これらを受けまして、東京都教育委員会において議決しまして、この「東京都教育の日」を定めました。これが平成16年2月でございます。平成16年度以降、このように毎年テーマを決めて行ってまいりました。

なお、去年は、校庭の芝生化を進めよう、その前の年は、ちょうど東日本大震災の後でしたので、防災活動についてというテーマで行いました。その前の年は、子供の基礎体力を伸ばそうというテーマです。そういう意味では、この何年かはかなり絞ったテーマで行ってまいりましたが、今回少し原点に戻って、長年地域で様々な形で子供の育成に取り組んでいらっしゃる団体に光を当てたらどうかという議論をいたしまして、今回、このようなテーマを設定いたしました。

効果という意味では、先ほど11月2日の記念事業だけを取り上げて御説明いたしましたけれども、これだけではなくて、学校、それから各局におきまして、地域における子供の教育ということに、それ自体が直接の目的ではないにしても、関係する事業につきまして「東京都教育の日」事業と冠を立てていただいております。効果につきましては、私ども、もちろん毎年検証していかなければいけないと考えております。

【乙武委員】 3点目の年限が決まっているのかどうか。

【次長】 いつまでというのは、特に決まっておりません。

【乙武委員】 加えて2点よろしいですか。ちなみに、他府県でこのような教育の日を定めているところがどれくらいあるのかということと、一番右下の感謝状の贈呈。この表彰対象というのは、どのようにして選ばれているのか、どなたが選んでいるのか、2点お願いいたします。

【次長】 他県の状況ですが、先ほどお話ししましたように、当時、国におきまし

でもこのような議論があったということで、私どもが把握している限りでは、東京都を含めて29の都道府県で教育の日を定めて何らかの事業を行っております。

それから、右下の感謝状は、区市町村教育委員会から、地元で様々な活動をされている個人あるいは団体を推薦いただきまして、私どもは、特段これについては何か決まった基準でいいとか悪いという判断はせず、区市町村から推薦があった方ですから、基本的には全て感謝状を出すことにしております。

【山口委員】 多分、学校がこの推進事業に関わる人が多いと思うのですが、これはある種、何か強制力を持ってやらなければいけないことなのか、それとも学校によって、ある程度自由度があって、全ての学校がやるのか、その辺りはどうなのでしょう。

【次長】 義務付けているわけではございません。10月、11月は多くの学校で様々な地域あるいは保護者を交えた、例えば、先ほどちょっと御紹介しました職場体験とか地域の清掃活動など地域貢献活動をしておりますので、義務付けているわけではございませんけれども、ほとんどの学校に参加いただいております。

【山口委員】 学校の評判というか、こういうことに対する評価は、やはりこのようなことはやっていった方がいいという評価なのか、その辺り、効果とも重なると思うのですが、どうなのでしょう。

【管理課長】 いわゆるイベントでございますので、やはりムーブメントと考えるございまして、これをきっかけに、各学校で行うテーマを考えていただければと思っております。各学校にアンケートは取ってはいないのでございますけれども、どういうことを行っているかということ自体は把握しておりますので、今後とも、それについては確認していきたいと考えております。ありがとうございます。

【委員長】 御意見が出ましたので、一度アンケート調査のようなことをやってみたくのもよろしいですね。考えてみてください。

【管理課長】 分かりました。

【次長】 そのようにしてまいります。

【内館委員】 一ついいですか。これは何の質問もなく、全く結構だと思います。私も以前から教育の日にいろいろ参加させていただいたりしましたけれども、皆さん

一生懸命で、これは何の問題もないと思います。

ただ、1点、これは感想なのですが、教育力という言葉がすごく気持ち悪いのね。それで、今、何にでも「力」を付けるのです。「力」を付ければ、その周辺までも全部まとめて包括してしまうので、とても楽な言葉なのです。今、名詞にはほとんど全部付けます。それでクリアになってしまう。女性誌では、どういう服を着たら着やせして見えるかというときに、着やせ力とやってしまうのです。それが信じられないのです。大新聞でも教育力的なることは書いていますし、今さらもうどうしようもないのですが、ただ、教育委員会としては、やはり言葉に対してもう少し敏感でもよろしいのではないかと。余り鈍くない方がいいような気がします。例えば、これでいきますと、全部入ります。テーマ力、事業力、核家族力、家庭教育力。全部「力」が付けられるのです。変化力、規範意識力、低下力、地域力。もう全部です。学校力、各局力だってあり得るかもしれない。教育庁力。これは「力」を付けると楽なのは非常によく分かるのです。ポイントで言わずに、周辺全部を囲みますから。

私、3、4年前に授業力という言葉をやめてくれないか、気持ち悪いと、ここです。言ったことがあったのです。そのときに、授業力というのは先生のあらゆるものを包括しての授業の力なので、だから、これは簡単にはやめられないと。これは赤瀬川原平さんが「老人力」という言葉を使ったのが最初で、あれは画期的な言葉だったと思うのです。マイナス要素に力を付けた、加えたということで画期的だったのですが、最近ちょっと濫用され過ぎている気がするのです。ですから、今回は教育力の推進でいいのですが、これがとてもすばらしい言葉だとは余り思わない方がいいような気がします。

【次長】 安易な言葉は使わないように気を付けていきたいと思います。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、この件については報告として承りました。

(5) 「東京文化財ウィーク2013」の開催について

【委員長】 次に、報告事項(5)「東京文化財ウィーク2013」の開催について

て、説明を、同じく次長、よろしく申し上げます。

【次長】 それでは、（５）「東京文化財ウィーク２０１３」の開催につきまして御報告いたします。

東京文化財ウィークは、11月3日の文化の日を中心に都内にある文化財の公開や企画事業を実施しまして、多くの都民の方々が文化財に親しめる、触れる機会を提供するという趣旨で、平成10年度から実施しております。今年は、10月26日から11月4日までをウィークの期間としております。

右の事業の概要ですけれども、公開事業、特別企画、企画事業の3本立てで行っております。このうち、公開事業の中の特別公開と特別企画につきまして、少し御説明させていただきます。

資料で言いますと、左下に特別公開がございます。これは、通常は公開されていない文化財をこのウィーク期間中に一斉公開などを行うものでございます。そこに蝶ちようの絵がございますけれども、これは増山雪斎という江戸時代の文人大名が描いた昆虫類の画集でございまして、東京都教育委員会におきまして、昨年度、都の文化財に指定したものでございます。この期間中、東京国立博物館におきまして公開していただくことになっております。

それから、右に特別企画としまして、文化財めぐりコースというものがございます。これは文化財に親しんでもらうことを目的に、歩いていただくコースを設定するものでございます。区部では、旧江戸城を歩いてみませんかとしています。昨年は八重洲をテーマにしましたが、今年は旧江戸城をテーマにいたしました。

お配りしている資料の中に、水色のちょっと厚い「東京文化財ウィーク」という冊子があるかと思えます。これは通年公開している都内の文化財を紹介した冊子でございまして、この4ページをお開きください。旧江戸城を歩いてみませんかということで、皇居の東御苑を中心に歩いていただくコースで若干の説明を加えております。

8ページ、9ページを御覧ください。地図になっております。皇居の東御苑が公開されておきまして、右のところですが、大手門から入りまして中之門を通り、本丸、天守台を回って1周し、その後、外に出まして、二重橋、そして桜田門に至るコースを設定しております。

この部分につきましては抜き出しまして、もう一つ、紺色の冊子を作りました。これは日本語版と、こちらは外国人の方も多く来ていただけるのではないかとということで、今回は英語版も作成いたしました。

それから、元のA3判の紙に戻っていただきますと、以上が区部でございますが、多摩地区につきましては、今回は多摩モノレール、西武国分寺線、そしてJR青梅線のそれぞれの沿線を取り上げまして、そこにある特徴的な文化財を巡るコースを私どもの文化財関係の専門職員が選びまして提案しているものでございます。

このガイドブックを区市町村、学校、それから観光案内所とか大使館にもお配りしまして、PRに努めていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。何か御質問、御意見はございますか。

【乙武委員】 2点あります。1点目なのですが、私自身も皇居の中に入ったことがないので分からないのですが、車椅子でもこのコースは回れるのでしょうか。

【管理課長】 このコースは、階段ではないところでスロープがちょっときつところがあるので、基本的に多分大丈夫だと思っております。

【乙武委員】 当然、どなたか職員というか、スタッフの方は付かれると思うので、スロープがきつところなんかは、ちょっとお手伝いすれば回れるということであれば、そのリーフレットに車椅子の方でも御参加いただけますみたいな一言が添えられていると、とても親切かなと思いました。

2点目は本当に細かいことで恐縮なのですが、頂いた資料をぱっと見たときに、このイチョウはきれいだな、これは見たいなと思ったのですが、10月26日から11月4日の間だと、イチョウはこの色をしていないと思うのです。楽しみに来た方がまだ緑色のイチョウを見てびっくりすると、何かすごくかわいそうだなと思いました。もちろんこの写真を使った方がきれいではありますが、何か来た方をびっくりさせてしまうかなと思って、イチョウのどの写真を使うか、もう少し慎重にした方がいいのかなとちょっと感じました。細かくて済みません。

【次長】 一つ補足をさせていただきます。この文化財めぐりコースにつきましては

は、自由にいつでも見られるということで設定しました。逆に言いますと、ガイドの人はつけておりません。そこはちょっと申し訳ございませんが、御自身で見ただけのようにガイドブックを作ったものでございます。

江戸城のところは私も歩きましたけれども、ちょっと坂がきついところはあるかと思いますが、基本的には対応可能だと思います。

【委員長】 ほかによろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承りました。

(6) 東京教師養成塾「特別支援学校コース」の新設について

【委員長】 次に、報告事項(6)東京教師養成塾「特別支援学校コース」の新設について、説明を、指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 現在、小学校教諭の養成を目的としまして水道橋の教職員研修センターで実施しております東京教師養成塾に、来年度から新たに特別支援学校の教諭を養成するコースを新設するというところでございます。

まず、この東京教師養成塾とはどういうものかということにつきまして、簡単に御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、参考を御覧ください。この教師養成塾でございますけれども、小学校の大量教員採用がございまして、即戦力となる小学校の教員を確保していかなければならないということで平成16年度から始まっておりまして、今年は10期生でございます。これまでに1,000名を超える塾生が小学校の教壇に立っております。

事業の内容でございますけれども、左下を御覧いただきますと、この養成塾の講座は大きく4本から成っております。最も特色がございましては特別教育実習です。これは年間40日ということで、通常の小学校教諭一種免許状を取得するための教育実習は4週間、20日間ということですが、養成塾ではその倍の教育実習を実施しております。そのほか、授業づくりについてのゼミナールとか著名な方から講義をいただくこと、体験活動などを実施しております。

連携する大学を右上に示しておりますが、現在、小学校教諭一種免許状を取得できる大学のうち、東京都が連携しているのは36大学ございまして、このうち下線を引いてあるのが、特別支援学校教諭一種免許状を取得できる大学でございます。

右下に書いておりますが、教師養成塾というのは大学、実習を行う指定校、そして区市町村教育委員会との連携が不可欠でございまして、密接な連携をして進めております。

1期生はもう8年目を超えましたので、主任教諭選考に6割が合格しているなどの実績を持っております。

それでは、1枚目に戻っていただきまして、この特別支援学校コースを新たに設置する目的でございますけれども、この設置によりまして、学生の段階から専門性の高い教員を養成する、あるいは免許を有する人材を確保するという目的が二つ目でございます。特別支援学校の教員は、教育職員免許法第3条の規定では、例えば、特別支援学校の小学部の場合、小学校教諭の免許と加えて特別支援学校教諭の免許の二つを持っていないと教壇に立てないという規定がございます。しかし、その附則には、当分の間、基礎免許のみで教壇に立つことも可能という規定がございます。つまり、小学校教諭の免許を持っていれば、特別支援学校教諭の免許を持っていなくても、当分の間は教壇に立ってよらしいという附則がございまして、東京都では広く人材を確保しなければいけないということから、採用段階で特別支援学校の免許を必ずしも取得あるいは取得見込みでなくても受験ができる形にしております。

コースを新設する背景でございまして、大きく3点ございまして、まず一つは、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童・生徒が急増しているということ、また障害の程度が多様化、重度化してございまして、教員には専門性がより求められているということ、そして、今、申し上げたとおり、特別支援学校の先生方が免許を持っている率が低いということございまして、左下に示しておりますとおり、新規採用者だけを見ましても、小学部の場合は約7割近い者が免許を持っておりますけれども、中学、高校につきましては3割にとどまっているということで、これを解消しなくてはならないということございまして。

右側にいきまして、このコースの概要でございまして、今回のコースでは、

特別支援学校教諭一種免許状を取るためには26単位の単位取得が必要となりますが、これを義務付ける形でコースを進めていきたいということでございます。定員は20名といたしましたが、東京都の場合は特別支援学校の教員を、毎年200名前後採用しておりますので、その1割に当たる20名をこのコースで募集していきたい。また、校種は小学部5名、中学・高等部が15名で、これもそれぞれの採用の約1割を確保したいと思っております。募集する領域を知的障害と肢体不自由の二つに絞らせていただきましたのは、採用数がこの領域は多いということ、それから免許取得可能な大学が多いということから、まずはこの二つの領域から進めてまいりたいと思っております。

採用までのイメージはここに示したとおりでございます。小学校コースは130名、特別支援学校コースは20名でございます。特別選考は、面接と教師養成塾での評価をもって選考いたしまして、免許の取得が確実なことを確認して、各学校に採用していくという流れになっております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。何か御質問、御意見はございますか。

【乙武委員】 私自身も、特別支援学校教諭免許状を所有しない教員の先生方が特別支援学校で教えざるを得ないという現状を本当に危惧していたところなので、そこに課題意識を持っていただき、こうして対策を取っていただいたことに心から感謝を申し上げます。

ただ、それはあくまでも過渡期と捉えていただきたいとも思っています。と言いますのも、今現在ではどんどんインクルーシブ教育が進んでまいりまして、通常学級に特別な支援を要するお子さんも在籍しているというケースがどんどん増えてきておりますので、特別支援学校で特別支援教育に対する知識をしっかり持った教員が教えるのは当然のこととして、これからの時代は、通常学級の担任であっても、やはり特別支援教育に対する知識をしっかり学んでおかなければならないという時代になってくる、もうなっていると思うのです。ですから、当然、通常学級を持つにも特別支援学校教諭の免許状を持っていなければ駄目だよというのは余りに現実離れしているので、そこまでは難しいかもしれませんが、それを持っているとお給料が増えるとか、具体的にはちょっと分からないのですけれども、通常学級を担当する先生方でも特別

支援教育に対する勉強をしっかりとできるようなシステムを見据えていただけると有り難いなど。東京都は教育の様々な分野においてかなり先進的な事例を残してきておりますので、この件に関しても、他県の先を行く取組で是非真似をさせる、モデルとなるようなことができたらいいなと思っています。この取組にすごく賛同して、是非推進していただきたいと思っております。ありがとうございます。

【指導部長】 御指摘のとおり、通常の学級の担任も特別支援教育に対する理解がないとやっていけませんので、通常の学級の教員に対する研修は、かなり厚く実施しております。また、今回の特別支援学校コースを設定することによりまして、これまでは小学校の教員を目指す150名だけだったのですけれども、今回は130名と20名ではございますが、一緒のプログラムをかなり厚くしまして、相互に理解し合えるようなプログラムを作ってまいりたいと思っております。

【乙武委員】 是非よろしく願いいたします。

【山口委員】 これは、このコースを修了すると、ほぼ採用されるということですね。ということは、募集された20名が、およそ採用試験に匹敵するというか、その辺りをどうやって……。この36大学から応募があったときに、どういう試験でその20名を決定するのかを伺いたいのです。

【指導部長】 これまでも、教師養成塾の選抜につきましては、論文と個人面接、集団面接、それから何よりも教師養成塾に申し込むためには学長の推薦を条件付けておりまして、学内でもかなりの倍率で選抜されてきております。

それから、先ほど申し上げましたとおり、特別選考そのものは面接と養成塾での評価になりますが、養成塾の評価はかなり綿密にしてございまして、特に特別教育実習は学校で40日行いますので、そこの学校の校長先生の評価が低い場合は不可ということになりますので、かなり厳しい評価でこの特別選考を見ております。

また、今回は大学を卒業するのは当然ですけれども、まず免許を取らないと修了を認定しないという形にしておりますので、そういうような形で厳しく見ていきたいと思っております。

【山口委員】 ちなみに、応募の人数は各大学ごとに決まっているのですか。そういうわけではないのですか。

【指導部長】 これまでの小学校の150名につきましては、多くの塾生を輩出している大学がございますので、それぞれの大学に応募の目安となる枠は設けております。特別支援学校コースにつきましては、先ほども申し上げた11大学にこれから説明してまいりますので、今後、検討していきたいと思っております。

【内館委員】 質問ですが、私が教職を取ったのは余りに大昔で、今、教職を取る人たちというのは、例えば、小学校コースとか中学コースというときに、特別支援教育の勉強はカリキュラムの中には全く含まれていないのですか。

【指導部長】 教員免許を取るためには、必ず特別支援教育についての単位は取らなければならないとなっております。

【内館委員】 それは小学校コースであれ、中学校コースであれ、特別支援学校において教壇に立ってもいいような勉強は、ある程度はやっているということなのですね。

【指導部長】 一般的な特別支援教育に関する理解のための単位でございまして、先ほど申し上げたように、教壇に立つためには特別支援学校の免許が本来は必要なのです。これを取得するためには、一種免許、二種免許というのがございまして、一種免許の場合は26単位取らなければならないということで、かなりハードルが高くなっております。

【内館委員】 そうすると、今やっている特別支援教育の勉強をみんながやるというのは、非常に少ないこま数で概論みたいなことをざっとやるという程度ですね。

【指導部長】 一般の教員免許状の場合はそのとおりです。

【内館委員】 そうすると、これはすごく乱暴な提案なのですけれども、小学校コースであれ、中学校コースであれ、教職を取る人は全員が特別支援学校コースも併せて取るようなシステムというのは難しいのですか。それをやれば、教職を取る人は、みんな取りあえず取れるわけでしょう。

【指導部長】 それが理想かとは思うのですけれども、それだけ単位を取らなければなりませんので。逆に、これは採用の問題にもなりますが、小学校の教員免許状と特別支援学校の教員免許状を両方持っていなければ小学校の教壇に立てないようにしてはどうかという御提案かと思っておりますけれども、そうした場合に、どれだけの単位を

……。

【内館委員】 どちらかを取るのではなくて、必ず両方取れるような単位の組み方をして、教職を取る人というのは、万が一、あぶれたときになればいいやというので取る人も結構多いわけです。そうしたときのことも含めて、そうではなくて、これはもうしっかりやってもらうということで、小学校コースであれ、どこのコースであれ、特別支援学校のコースの勉強もきちんとしてもらって、両方の教壇に立てる、自分で選べるという方向にしておけば、きちんと勉強するうちに、私は今、小学校のコースを中心に考えていたけれども、もしかしたならば、特別支援学校の方が向いているかもしれないとか、そういうところで目覚める人もいるかもしれないと思ったのです。だから、そういうことは単位的にととても無理なのかとは思ったのですが、そういう方法はありますかしら。

【指導部長】 方法はございます。小学部の採用合格者で特別支援学校の免許を持っている割合は7割です。小学校の教員免許と特別支援学校の免許を二つ持った者が7割おります。ただ、中学、高校の場合は、教科で、国語とか体育で取りますので、3割とやはり低くなっているのです。ですから、中学、高校の教員免許を取る者が特別支援学校の教員免許を取れるようにすることが一つの課題かなと思っております。

【内館委員】 そうすると、7割が取っているにもかかわらず、やはり人材を確保するのは現時点では難しいということなのですね。

【指導部長】 全国的には75パーセントぐらいの教員が特別支援学校の教員免許を持っているのですけれども、東京の場合は、全体として63パーセント程度にとどまっております。これを引き上げていくという方向で考えたいと思っております。

【教育長】 今のお話は大学の教員の養成課程をどういうふうにするのかということに極めて関わってくる問題で、教員の養成課程をもう少し実践的な、それから、今、教育の現場が直面する課題にもう少し向き合った形にしていくべきではないかという我々サイドの問題意識、それから大学もいろいろな問題意識を持って検討していると思いますけれども、いずれにしても、そのところで動いていかないと今の問題は解決されないと思います。

この教師養成塾の試みというのは、大学の教員養成サイドの取組と我々採用サイド

の取組として、採用側が何をできるのか。特に、これからの東京の教育の中核を担ってもらえるような教員を、こういうような形で育成していけないか。今、特別支援教育のお話が出ましたけれども、今の教育課題の幾つかについて、そのうちの大きな一つが発達障害の問題で、通常の学級に在籍する子供たちの中で発達障害の問題は小学校、中学校が直面する大きな問題ですので、採用前の段階で全員に講座の形で実施していこうという取組も今年度から実施しようということで、今、計画しております。いずれにしろ、内館委員がおっしゃったお話は、大学、高等教育機関とも連携しながら、これから解決していかなければならないだろうと思っております。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、この件については報告として承りました。

(7) 「体罰根絶に向けた総合的な対策について」 (部活動指導等の在り方検討委員会報告書)

【委員長】 次に、報告事項(7)「体罰根絶に向けた総合的な対策について」(部活動指導等の在り方検討委員会報告書)、説明を、指導部長、よろしくお願いたします。

【指導部長】 今年の1月に大阪市立桜宮高校での自殺の事件を受けまして、この部活動指導等の在り方検討委員会を3月に立ち上げました。この間、6回にわたりこの委員会を進めてまいりまして、報告書がまとまりましたので御説明させていただきます。

1枚目は報告書の全体の概要でございます。第1章では、そもそも部活動というのはどういうものか、求められるスポーツ指導者像というのはどういうものかというのを示しております。

第2章は、体罰とは何か、何が体罰に当たるのか。この共通認識がないと問題が解決しないということで、体罰の定義に基づくガイドラインを示しております。

第3章は、東京都の現状で、100万人規模の調査を児童・生徒、教員に行ったところでございますけれども、その結果、体罰を行った教員の6割は、ついかつとなって

体罰を行ってしまった。4割の教員は、体罰は指導の手段だという認識の下にあったということが明らかになったことをまとめております。

第4章は、そもそも体罰はなぜ繰り返されるのかといった分析をいたしまして、第5章といたしまして、体罰を根絶していくための総合的対策をまとめました。

この報告書の大きな目玉は、左下の体罰の定義付けとガイドラインを作成したという点の一つ、それから二つ目は、第5章の総合的な対策、特に教員研修の徹底を柱とした対策をまとめたことがこの報告書の二つの柱でございます。

それではまず、体罰の概念規定、ガイドラインについて、2枚目で御説明させていただきます。

上段に体罰の定義を示しております。実は、国におきましても体罰というのは定義されてございません。今回、学校教育法、刑法、あるいはこれまでの判例などを参考にいたしまして、3行目でございますけれども、懲戒のうち、教員が児童・生徒の身体に直接的又は間接的に肉体的苦痛を与える行為を体罰という定義付けまして、下から2行目でございますけれども、体罰を、その態様により、傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為の3つに分類いたしました。また、これは下のガイドラインにもございますが、暴言あるいは行き過ぎた指導、つまり体罰とまではいえなくても、指導としては不適切なものというのが今回の調査でもかなり明らかになりましたので、これにつきましても、体罰には含まれないものの、許されないものであるという形で定義付けております。

ガイドラインでございます。上段に体罰を定義いたしまして、特に骨折とか鼓膜の損傷といった傷害に当たる行為、また傷害は与えていないものの、一つ間違えれば重大な傷害を負わせる危険な暴力行為、そして有形力の行使を伴う暴力行為を、具体例と右側の想定される事例という形でまとめております。この想定される事例というのは、今回の調査を含めまして、過去の事例を基に想定して作成したものでございます。

それから、中段のグレーのところは不適切な行為ということでございまして、不適切な指導としては、げんこつで押すとか、胸倉をつかんで説教するとか、このような具体的な例を示しております。また、暴言につきましても、精神的に大きな苦痛や負

担を与えるということで非常に問題であるということを示してございまして、右側には、解答を間違えた児童に、「犬の方がおりこうさん」といった、暴言に当たる例示もしております。また、行き過ぎた指導ということで、部活動などにおける、ふだん経験したことのないような長時間の練習を課すといった行為も例示しております。

一番下は肉体的な有形力の行使ではございますけれども、これは指導の範囲内、あるいは適切な指導であるということで、短時間の正座、あるいは緩慢なプレーを大声で注意するといったこと。また、下には、生徒の身に危険が伴うような場合に、身を^{てい}挺して安全を確保するといった正当防衛、正当行為は適切な指導であるということで、教員の指導が萎縮することのないよう、このガイドラインは構成しております。

続きまして、第5章、体罰を根絶していくための総合的な対策でございますが、まず、別紙2-1としまして、柱となるのは、学校から体罰を根絶するためには、まず体罰を行う教員の意識を改革するのが最大の課題でございまして、そのためには教員研修を徹底するということが第1の柱としております。

まず、(1)と(2)で、全ての学校で体罰禁止を徹底する校内研修を実施する。6万人の教員にここで指導を徹底いたします。

また、(3)といたしまして、例えば、新規採用から3年目の若手教員育成研修。これは1年間で約3,000名おりますけれども、3年間かけてこの研修の中で体罰禁止を徹底していく。あるいは、10年経験者研修、管理職の昇任時といった節目の研修で、これは年間約5,000名になりますけれども、このようなところでも体罰防止研修を体系化していくという計画でございます。また、イといたしまして、どちらかというと、これまでサービス全般、知識理解型の研修が多かったのでございますけれども、実践的、体験的な研修に内容を転換していく。さらに、こうした研修にもかかわらず体罰を行ってしまった教員、つかつとなつて体罰を行った教員に対してはアンダーコントロールマネジメント、感情をコントロールする認知行動療法の手法を取り入れた研修を開発してまいります。また、体罰は指導の手段であるとの誤った認識の下、体罰を繰り返し行う教員に対しましては、これはもう暴力に依存しているということで医療的な対応が必要と考えてございまして、このような矯正プログラムも併せて開発していくこととしております。

右側は体罰をチェックする機能の強化ということで、これは外からの目が重要だということでございます。先ほどのガイドラインを活用するとともに、体罰ガイドラインを基にした視聴覚ビデオを作りまして、教員だけではなくて、保護者や子供と一緒に見てもらうような教材も作成していこうかと考えております。

また、今回行いました大規模な体罰調査は継続実施してまいります。

また、今回の調査では、教員からではなくて子供から体罰の事案が発覚しまして、子供の声が届くような目安箱ですとか、インターネットの利用などのシステムも整備して相談しやすいような形にしていきたいと思っております。

もう1枚めくっていただきまして、別紙2-2がでございます。体罰を容認する風土というのは、学校だけでは刷新できるものではございません。保護者や地域の方へ学校公開、授業参観、あるいは実際に部活動を指導している様子を大に見ていただきまして、そこで意見を言っていただくようなことを推進したり、あるいは3の(4)といたしまして、体罰の処分につきましては基準を明確にする。先ほど申し上げた暴言などにつきましても基準を新設していくなどしまして、この見直しを図っていくということでございます。

「4 体罰のない部活動の推進」ということで、(1)顧問の指導者講習会。(3)といたしまして、いけない、いけないというだけではなくて、優れた指導者がおりますので、Good Coach賞と、必ずしも優勝した監督に限らず、優秀なコーチは表彰していくような制度を新設。(4)といたしまして、スポーツ医・科学の導入も検討してまいります。また、(6)から(8)として、都内には6,500人近い外部指導者が中学、高校の部活動には携わっておりますので、その外部指導者との契約に学校がきちんと関わるように関係を明確化していく。そして、これまでも御意見を頂いていますけれども、そもそも顧問の先生方は頑張っておりますので、その顧問の先生方の努力に応える条件整備、特殊勤務手当とか勤務の振替でこれまでも対応しておりますが、その条件整備について一層検討していくといったことを、総合的な対策にまとめたものでございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質

問、御意見等はございますか。

【乙武委員】 私も様々なメディアで体罰の根絶を訴えてきているのですが、そうするとやはり多く出てくる答えとして、いや、でも体罰が必要な場面もあるでしょうという声が返ってきて、それはどういう場面ですかとお聞きすると、よく聞いてみると、頂いた体罰の定義、別紙1でいうと、指導の範囲内もしくは適切な指導であるケースがほとんどなのです。だからこそ、こうしたガイドラインを徹底して現場に伝えていくことが、体罰をなくしていくことにとても大きな意味を持つのかなと思っています。

だからこそ、このガイドラインをもっともっと洗練させていく必要があると感じていて、これを今ざっと読ませていただいた限りでもちょっと混乱する部分がありまして、例えば、体罰の内容の間接的というところで、長時間にわたる正座、起立等ということで、長い時間立たせるという行為は肉体的苦痛を伴う体罰であると定義していますが、適切な指導の一番右側の想定される事例のところの上の丸ぼち、授業中に物を投げた児童を注意し、残りの時間を教室後ろに立たせた。これは適切な指導とされているわけですね。分からないですけども、例えば、45分の授業の中で最初の5分間で物を投げたとしたら、少なくとも40分間は立たせることになるわけで、40分は適切な指導で、長時間だと体罰。では、どこからが長時間……。これは個人の感覚ですけども、私の中では40分立たせるというのは結構な長時間かなと思ってしまったので、同じように取る人間もいなくはないのかなと。そうすると、結構混乱する。どれぐらいからが長時間なのか。その上の表記でいうと、どれぐらいからが強くたたくなのかなとか。具体例のところ、一歩間違えば重大な傷害を負わせる、どれぐらいからが重大になるのかなとか、個人の感覚に余り委ねない表現をもっと考えた方がいいかとちょっと感じました。

【指導部長】 ありがとうございます。確かに、残りの時間が長時間なのか、短時間なのかというのが明確ではないと思います。ここでは、短時間立たせるということは懲戒の範囲という意味合いで表記いたしました。また、上にございます骨折とか歯を折った、これは重大な傷害でございますので、そのような形でこちらとしては書きました。頂いた御意見を参考にして、更に改善してまいりたいと思っております。

【山口委員】 よくまとまっていると思うのですけれども、やはり心配されるのは、顧問の先生あるいは教師の方々が、非常に萎縮した指導になってしまうというのは、一つ危惧される部分ではないかと思えます。特に、体罰、暴力については、比較的、このガイドラインによって把握、理解できると思うのですけれども、暴言というか、運動の現場にいますと、ついと言ってはなんなのかもしれないけれども、今までの習慣として、やはり厳しい言葉で当たってしまうというのが実際のところだと思うのです。ですから、それを直していくには一遍にはいかず、少し過渡期というか徐々に、やはりそういったことは駄目なのだということを浸透させていくことが必要になってくるのかなと思えます。ですから、処分と言ってはなんですけれども、そういったときに、そういうことを配慮いただけるようにして、特に先生方が萎縮せずに指導できるようなことも考えていただければいいかなと思えます。

それから、もう1点、指導者あるいは教員からの体罰はこれでよろしいかと思うのですけれども、柔道でも最近ちょっと事件になっておりますが、運動部というのは、先輩、後輩、部員同士による暴力といいますか、指導という名の下に、それもある種、習慣的に行われてきている部分もあると思うのです。ですから、そういったところにも今後は少し、生徒たちへの教育も併せて検討していただければいいかなと思えます。

【内館委員】 実は、先生からうちに手紙が何通か来ているのです。その手紙の内容は、もちろん絶対に体罰はいけないと。ここのガイドラインに書いてあるようなことで、決して許されることではない。ただ、一つ教育委員会で分かっておいてほしいのは、生徒の態度がひどいというのです。それも半端でなくひどいと。ここにもありますけれども、生徒の身体、能力、性格、風貌等を否定するようなこと、馬鹿にするようなことはもちろん言うてはいけなくても、生徒の側が先生に向かって相当言うらしいのです。教育委員会に言いつけてやる、てめえと言うのだそうです。それで、特にひどい地域があるようなのです。全ての学校がそうだというのではないのですけれども、ひどい地域があって、そういうところの生徒たちは本当にひどいと。教育委員会がいろいろなことを頑張ってくれているのはよく分かるけれども、この例で言いますと、何回注意しても真面目にやろうとしなかったから注意したときに、つ

ばを吐いた。だから、後ろから足を蹴ったとか、チャイムが鳴っても教室に戻らず遊んでいた生徒の襟首をつかんで教室まで連れていったとか。このようなことに対して、では、我々はどのような態度を取ればいいのでしょうかという質問があつて、私にはちょっと答えられなかったのですけれども、これはどうすればいいのですか。

先ほどおっしゃっていたアンダーコントロールマネジメントなんかをやるのでしょうかけれども、生徒のひどさというのは、結局ますますなめてしまつて、怒らないよ、どっちみちよとなつてしまう。今、山口委員がおっしゃったみたいに、先生サイドで萎縮する。やっちはいけないことはもちろんやらないのだけれども、運動部に限らず、萎縮することも出てくるかもしれない。これはどうしたらいいのでしょうか。

【指導部長】　　まずは、かつとなつて体罰をしないようにすることが大事なのですけれども、今回の調査でも、生徒と教員一人の場面とか、あるいは閉ざされたところで行われている場合が――要するに、言うことを聞かない生徒に指導しているのだけれども、反抗されて、つかつとなつてというときに、複数の教員で指導する場合は、一人がかつとなつても、一人がきちんと抑えて指導するという形がございましたので、複数の教員で指導することを徹底していきたいと思っております。

【委員長】　　なかなか難しい問題です。

よろしいですか。――〈異議なし〉――それでは、この件については報告として承りました。ありがとうございました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月10日(木) 午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員長協議会国際交流事業

9月14日(土)～21日(土)

オーストラリア連邦

【委員長】　　教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】　　今後の日程についてでございますけれども、次回の定例会は10

月10日木曜日、午前10時から、ここ教育委員会室で行われます。

なお、9月第4木曜日の26日は、現在のところ、案件等はございません。

なお、全国都道府県教育委員長協議会国際交流事業が9月14日から21日の予定で、オーストラリア連邦にて実施されることとなっております。

私からは以上でございます。

【委員長】 ただいま説明がありましたとおり、9月26日は、現在のところ、議題等はない模様でありますので、9月26日の教育委員会は開催しないことにしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。それでは、9月26日の教育委員会は開催しないことにさせていただきます。

何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続きまして非公開の審議に入ります。

(午前11時38分)